

志布志市立宇都中学校いじめ防止基本方針と対策組織

1 設置の目的と意義

- (1) 実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制について決めるとともに「行動計画」と考え策定する。
- (2) 学校基本方針に必要なのは
「いじめの未然防止（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）」
「早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）」
「いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）」までの一連の内容である。
- (3) 学校基本方針の策定をとおしてすべての教職員でいじめの問題に取り組む。

2 「いじめ対策委員会」の名称と構成員、目的

- ・名称 「宇都中学校いじめ対策委員会」
- ・構成員 校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員等から学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめ防止等にあたって関係の深い教職員を追加する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、学校運営協議会委員や民生委員などを参画させる。
- ・設置の目的
「生徒が安心して安全な学校生活をおくれるよう、未然にいじめを防ぐことを目的とする。」

3 いじめをさせない教育活動の重点・生徒の主体的活動

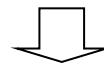
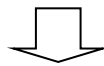
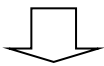
◎ 全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

◎ 分かる授業の実践
→ すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
→ 自己肯定感を高め、自信を持たせることが生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

◎ 友人関係、集団作り、社会性の育成
・他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わる喜びや大切さに気付く。
・互に関わり合いながら絆を深め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。

4 いじめの防止・早期発見・措置

いじめの防止・早期発見 → いじめの防止を重視する。普段の学校生活からいじめを許さない雰囲気を作る。



教職員

- ・生徒が安心して楽しく過ごせる学校作り
- ・道徳や特別活動による人間関係の形成や醸成
- ・いじめに対する校内研修の充実
- ・学校いじめアンケートの実施（早期発見→情報の共有）

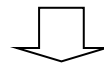
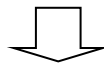
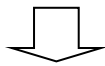
生徒

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力の醸成
- ・他を認める心の形成
- ・道徳教育の実践
- ・フォローアップの育成

保護者

- ・学校運営協議会
- ・PTAにおける情報交換
- ・学校評価アンケートの活用

いじめに対する措置 → 生徒のプライバシーに十分配慮し、事実を明らかにする。心のケアを重視する。



教職員

- ・「いじめ対策委員会」が主体となり速やかに対応にあたる
- ・複数の職員による事実確認
- ・複数の職員による指導
- ・重大な事態（自殺の企図等）が発生した場合は学校設置者の指示に従い必要な対応を行う。

生徒

- 加害者
- ・してしまったことを整理し、深く反省する。その原因を考えるとともに、傷つけてしまった生徒の心を考える。
 - ・生命の尊重について考える。

保護者

- [被害者側]
- ・事実の確認
 - ・曲解のないようにする
- [加害者側]
- ・学校との協力体制を強固なものとし、粘り強い家庭での指導をする。